

郵政に働く非正規社員の正社員化と均等待遇を求める要請署名

日本郵政グループ各社では、全国津々浦々の郵便局や関連職場で約19万人の非正規社員が働いています。正社員と同じ業務につき、同じ責任を負わされていても処遇の格差は著しく、年収ベースでは正社員の3分の1程度しかありません。諸休暇や福利・厚生面でも格差は放置されたままです。これらは「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を明記した労働契約法20条に反しており、日本郵政グループ各社は、労働条件の格差を是正し均等待遇を実施すべきです。

郵政労契法20条東日本裁判の控訴審判決（東京高裁第2民事部 白石史子裁判長 2018・12・13）では、年末年始勤務手当・住居手当の10割支給、有給の病気休暇について初めて損害賠償を認め、会社側に約167万円の支払いを命じました。また、年末年始勤務手当についても不合理な格差だと認め、一審の東京地裁判決からさらに一步踏み込む判断を示しました。

2018年6月に成立した「働き方改革」関連法の施行にあたり、「同一労働同一賃金」のガイドラインでは非正規の処遇改善が法の趣旨で「正社員の待遇を引き下げるのは望ましくない」との考えを明記しました。このことは同一労働同一賃金を口実に「正社員の処遇引き下げ」をおこなった郵政の18春闘回答に対する“警鐘”とも言えます。

またグループにおける一例として、日本郵便では人手不足が深刻化し、国民サービスにも深刻な影響が想定される「土曜休配」や「翌配体制の見直し」の合理化施策があがっていますが、国会で約束された10万人正社員化実現で安定した雇用政策に切り替えてこそ公共性の拡充と人手不足解消への土台となるものです。

日本郵政グループ各社は、株式上場企業として、高い非正規雇用比率を見直し、正社員との処遇格差を是正すべきです。非正規社員が将来に希望を持ち働き続けられるよう以下の項目について要請します。

（要請事項）

1. 希望する非正規社員全員を正社員へ採用（登用）すること
2. 正社員へは公正・公平な採用（登用）を行うとともに、単年度の登用数を大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1000円以上にすること
4. 夏期・冬期休暇は正社員と同様に付与すること、また、病気休暇は有給とすること
5. 正社員との間にある諸手当、福利厚生面の格差を是正すること

2019年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 長門 正貢 殿

氏名	住所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

【最終集約日 2019年2月28日】

（取り扱い団体） 郵政リストラに反対し、労働運動の発展をめざす全国共同会議

（問合せ先・送付先）

郵政産業労働者ユニオン 〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 〒710-0056 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内